

ファクトシート 4 – 特殊患者 (Classified patients)

Mental Health Act 2000 (精神保健法。以下『Act』) は、対象者が特殊患者として裁判所または拘置所から認定精神保健施設へ入所することを可能にします。

特殊患者規定を設けた目的は何ですか？

特殊患者規定は、対象者が精神疾患の治療を受けることができる環境を整えると同時に、その身柄も確実に管理できるようにするものです。

特殊患者規定は判決を左右するものではありません。法廷規定 (*Forensic Provisions*) に関する詳細は、ファクトシート 5 をご参照ください。

この規定は何を承認するものですか？

特殊患者規定は、対象者が評価や治療を受けることができるように、認定精神保健施設での拘留を承認するものです。しかし、この規定は強制治療を承認していません。強制治療が必要な場合は、強制治療命令 (*involuntary treatment order*) の発令が必要となります。強制治療に関する詳細は、ファクトシート 3 をご参照ください。

特殊患者は、いずれの認定精神保健施設にも入所することが可能です (警備の厳重な場所を含む)。評価と治療を実施する場所は、施設の利用状況 (空き状況) と、治療と警備上の必要性により異なります。

どのような人が特殊患者に分類されるのですか？

裁判で審議の対象となっている人、または、拘留されている人が特殊患者に関する規定の対象となります (犯罪で告訴されている人、または、服役中の人)。この規定は、成人と青少年の両方を対象としています。保釈を許可された人は対象となりません。

どのような書類が必要ですか？

特殊患者としての認定精神保健施設への入所には、3つの書類が必要です。

- **評価勧告書 (Recommendation for assessment)** - 対象者が評価条件 (Act の第 13 項に規定) を満たしている場合は、医師または精神保健指定医が**評価勧告書**を発行することができます。しかし大きく異なる点は、対象者が評価または治療を承諾したとしても特殊患者となる可能性があるということです。
- **評価同意書 (Agreement for assessment)** - 認定精神保健施設の管理者または精神保健局長官により発行される同意書です。
- **裁判所命令 (Court assessment order)**、または、**看守命令 (Custodian's assessment authority)**
 - 対象者が拘留中の場合、評価命令は看守が発令することができます。対象者が裁判で審議の対象となっている間は裁判所が評価命令を発令することもできます。

書類が作成された後はどうなりますか？

対象者は、書類発行後、可能な限り早期に警察官または看守により認定精神保健施設へ移送されます。施設に入所した時点で対象者は特殊患者となります。認定医師は、対象者が特殊患者となってから 3 日以内に評価を実施しなければなりません。

評価の目的は何ですか？

評価の目的は、その患者が精神疾患の治療のために特殊患者として認定精神保健施設に留まる必要があるかどうかを判断することです。患者が施設に留まる場合は、特殊患者として拘留を続けるべきかどうかの定期評価が行われます。

審議中の容疑はどうなりますか？

特殊患者になった時点で患者に対する訴訟は保留され、患者が特殊患者でなくなるまでこの状態が続きます。しかし、連邦犯罪 (Commonwealth offence) の場合はこの限りではありません。

特殊患者本人が承諾した場合、または、**強制治療命令** (ファクトシート 3 - **強制治療**をご参照ください) に基づく治療条件を満たしていることを医師が確認した場合に治療を実施することができます。

特殊患者は制限付き地域治療を受けることができますか？

特殊患者は、認定精神保健施設での入院治療しか受けることができません。しかし、精神保健局長官の許可が下りた場合は制限付き地域治療 (limited community treatment) を受けることができます。刑務所に服役中、または、拘留中の特殊患者が制限付き地域治療を受ける場合は、必ず保健サービススタッフが同行しなければなりません。

特殊患者としての期間は、どのように終了するのですか？

以下の場合、特殊患者の期間は自動的に終了します：

- 保釈が認められた場合
- 告訴が中止または取り下げられた場合
- 連邦犯罪が確定した場合
- 服役期間が満了した場合、または、仮釈放が認められた場合
- 公訴局長官 (Director of Public Prosecutions) または精神保健裁判所 (Mental Health Court) により、患者に対する容疑について判断が下された場合 (ファクトシート 5 - 法廷規定 (Forensic provisions) をご参照ください)

特殊患者が裁判所または拘留所に戻った場合も特殊患者としての期間が終了します。以下の場合、特殊患者は裁判所または拘留所へ戻される可能性があります：

- 認定精神保健施設で拘留する必要がない、と精神保健局長官 (Director of Mental Health) が判断した場合
- 患者が任意で治療を受けており、拘留されることを望んでいない場合

認定医師が、これ以上拘留すべきではない、と確信した場合は、必ず精神保健局長官に通知しなければなりません。拘留する必要がない、と長官が判断した場合、患者は裁判所または拘留所へ戻されます。

定義

認定医師 - 認定精神保健施設の管理者により任命された精神保健分野の経験を持つ医師。

認定精神保健施設 - 強制評価と治療を実施するために精神保健局長官により認定された保健施設。

詳細は下記までお問い合わせください

Mental Health Act Liaison Officer
Mental Health Branch
Queensland Health
GPO Box 48
BRISBANE Q 4001

電話 : 1800 989 451 または 07 3234 0417

Eメール : mha2000@health.qld.gov.au

ウェブサイト : www.health.qld.gov.au/mha2000